

岡崎市シビックセンター シビコロ会 会員規約

第1条 (名称)

この会の名称は「シビコロ会」といいます。

第2条 (目的)

この会は音楽芸術に広く関心を持つ会員により構成され、岡崎市シビックセンターコンサートホール「コロネット」(以下当ホール)を支援し、岡崎の音楽文化の振興・発展に寄与することを目的とします。

第3条 (事務局)

この会の運営に関する事務取扱及び決定事項は、岡崎市シビックセンター指定管理者 SPS・トーエネック・ピーアンドピー共同事業体(以下事務局)が行います。

第4条 (会員)

1. 会員とは、第2条の目的に賛同し、本規約を承認のうえ、事務局が定める申込書を提出した方をいいます。
2. 会員資格は事務局が定めた申込書を提出した後に発効し、有効期間は平成31年3月31日までとします。

第5条 (会員番号)

事務局は、会員に会員番号を通知します。会員は会員番号を含む会員の権利を第三者に譲渡等できないものとします。

第6条 (会員番号の失念等)

会員は、会員番号を失念した場合には、速やかに事務局にその旨を届けるものとします。この場合において、事務局はご本人確認の上、会員番号を通知するものとします。

第7条 (会員サービス)

1. 会員の特典は、次の通りとします。
 - (1) シビックセンターが主催をする公演入場券の優先予約
(コロネット音楽フェスティバル、コロネットリレーコンサート、岡崎市民芸術文化祭等、一部対象外の公演あり)
 - (2) コンサート情報等の郵送
 - (3) その他事務局が必要と判断したもの
2. 前項1.(1)の優先予約については、会員は当ホールが主催する公演につき、事前に事務局が設定したエリアの中より希望のエリアを指定し、1会員1公演につき4枚までチケットを購入することが出来ます。(座席の指定は事務局にお任せいただきます。また、ご購入後に事務局が指定した座席、ご指定の公演を変更することは出来ません。)応募者多数の場合は抽選となります。なお、サービス内容は、予告なく変更されることがあります。

第 8 条 (代金の支払い)

チケット購入代金の支払い方法は、支払い方法にかかわらず、全額一括払いとします。

第 9 条 (届出事項の変更など)

1. 会員は、氏名、住所、送付先等に変更が生じた場合は、直ちに事務局まで届けるものとします。
2. 前項の届出がない場合、事務局からの通知その他のものが遅延し、または到着しなかったとしても会員は異議を申し立てられません。

第 10 条 (退会等)

会員は何時でも退会することが出来ます。退会するには事務局へご連絡いただきます。

第 11 条 (会員資格の喪失)

会員が虚偽の申請を行う、支払いを怠る、本規約に違反するなど、その他運営上支障があったと事務局が認めた場合には、会員資格を取り消すことが出来るものとし、有効期限内であっても会員資格を喪失し、退会するものとします。但し、会員資格喪失の場合も、事務局に対する債務の支払いを免責されるものではありません。

第 12 条 (個人情報の取扱い)

ご登録いただきました個人情報については、会員サービスの提供、公演情報のお知らせ等、「シビコロ会」運営の目的にのみ使用いたします。

第 13 条 (禁止行為)

会員は、特典で入手したチケットを任意に譲渡することは出来ませんが、転売することは出来ません。万一、社会通念を逸脱するような転売等の事実が判明した場合は、直ちに会員資格を取り消すものとします。

第 14 条 (指定管理者の変更)

第 3 条に定める指定管理者が変更された場合は、本規約は、会員と新たな指定管理者との規約となることを会員は予め承諾するものとします。また、会員は、登録された個人情報新たな指定管理者に承継されることを予め承諾するものとします。

第 15 条 (規約の変更)

1. 本規約は予告なく事務局が変更できるものとし、この場合、事務局から会員に通知するものとします。なお、通知到着後に会員の権利を行使した場合は、変更内容を承認したものとみなします。
2. 本規約に定めのない事項について、必要があるときには、事務局が別に定めるものとします。

附則

1. この規約は平成 23 年 4 月 1 日から適用します。
2. 本改訂版は平成 26 年 4 月 1 日から適用します。